

特定非営利活動法人キャリアネットワーク北陸
個人情報の適切な取得、利用及び提供等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人キャリアネットワーク北陸（以下「当法人」という。）の保有する個人情報の適切な取得、利用及び提供に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な収集、管理及び利用を図るとともに、個人の権利利益及びプライバシーを保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「個人情報」とは、当法人の正会員、一般会員、賛助会員（以下「会員等」という。）及び当法人の職員その他当法人に関わる者（以下「職員等」という。）について、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであって、当法人が業務上取得又は作成した情報をいう。

（責務）

第3条 理事長は、この規程の目的を達成するため個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 職員等は、個人情報保護の重要性を認識し、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 職員等が本規程に違反し損害が発生した場合は、それに対する賠償の責を負う。

（個人情報収集の制限）

第4条 職員が業務上、個人情報を収集するときは、利用目的を明確にし、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集しなければならない。

2 職員が業務上、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次の各号のいずれかに該当するときを除き、直接本人から収集しなければならない。

（1）本人の同意があるとき。

（2）個人の生命、身体、健康、財産に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき。

（3）法の定めがあるとき

（4）理事長が正当な理由があると認めたとき。

（個人情報の適正管理）

第5条 理事長は、個人情報の保護のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を

講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破壊その他の事故の防止
- (2) 改ざん及び漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性及び最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報の速やかな廃棄又は消去

2 理事長は、前項の事項をはじめ、本規程に基づく業務を適切に執行するため、個人情報保護管理責任者を選任する。

(個人情報の利用制限)

第6条 職員等は、業務上収集した個人情報をその目的以外のために利用又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 個人の生命、身体、健康に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき。
- (3) 法の定めがあるとき。
- (4) 理事長又は個人情報管理責任者が特に必要と認めたとき。

(個人情報に関する業務の外部委託)

第7条 個人情報に関する業務を当法人の外部に委託するときは、個人情報保護責任者は、外部の委託業者との間で個人情報の保護に関する必要な措置をとらなければならない。

(自己に関する個人情報の開示)

第8条 会員等は、当法人が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 開示の請求があったときは、個人情報保護管理責任者はこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、法令の定めによる場合又は当法人の業務の適正な遂行に著しい支障を来すと認められる場合は、その個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

3 個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を通知しなければならない。

4 第1項に規定する請求は、個人情報保護管理責任者に対し、会員等であることを明らかにして、指定様式の文書を提出することにより行うものとする。

(自己に関する個人情報の訂正又は削除)

第9条 会員等は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、前条第4項に規定する手続に準じて、個人情報保護管理責任者に対し、その訂正又は削除を請求することができる。

2 個人情報保護管理責任者は前項の規定による請求を受けたときは、速やかに調査の上、

必要な措置を講じ、結果を通知しなければならない。ただし、訂正又は削除に応じることが適当でないと判断した場合は、その理由を文書により通知しなければならない。

(不服の申立て)

第10条 自己の個人情報に関し、前条第2項に規定する請求に基づいてなされた措置に不服がある者は、会員等であることを明らかにして、理事長に対し、申立てを行うことができる。

2 理事長は、前項の申立てを受けたときは、速やかに審査し、その結果を文書により通知しなければならない。

3 第1項の申立ては、次に掲げる事項を記載した文書を理事長に対し提出することにより行う。

- (1) 不服の申立てを行う者の氏名
- (2) 不服申立て事項
- (3) 不服申立て理由
- (4) その他理事長が必要と認めた事項

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議に基づき理事長が行う。

附 則

この規程は令和元年年5月7日から施行する。